

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年9月14日
【計算期間】	第8特定期間（自 平成29年12月16日 至 平成30年6月15日）
【ファンド名】	マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14 - 06
【発行者名】	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【電話番号】	03-6267-1955
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての銀行貸付債権に投資を行い、安定的な金利収入の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
		その他資産
	内外	(貸付債権)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般				(フルヘッジ)
大型株	年2回	日本	ファンド・オブ・	
中小型株			ファンズ	
	年4回	北米		なし
債券				
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性	(毎月)			
	日々	中南米		
不動産投信		アフリカ		
その他資産		中近東(中東)		
(投資信託証券				
(貸付債権))		エマージング		
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの募集上限額は500億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ファンドの特色

1 主として変動金利の米ドル建て銀行貸付債権に投資を行い、安定的なインカムゲイン(金利収入)の確保を目指して運用を行います。

- ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レート・インカム・ファンド クラスA」*(米ドル建て)への投資を通じて、主に変動金利の米ドル建て銀行貸付債権に投資を行います。

(※以下、「外国投資信託」という場合があります。)

※銀行貸付債権とは、銀行などの金融機関が取引先の企業に融資(資金の貸付け)を行う場合の、企業に対する金銭債権(相手方から金銭の支払いを受けることができる権利)をいいます。

銀行貸付債権の仕組み(イメージ図)



- ① 銀行等は、投資適格未満(BB+/Ba1以下)の企業に融資する場合に、基準金利(通常、米ドル短期金利)に貸倒れリスクに見合った上乗せ金利を加えた貸出金利を提示し、担保を設定します。
- ② 資金の借り手企業は、銀行に対し利息と元本の返済を行います。
- ③ 銀行が融資(貸付)によって有する利息と元本を受取る権利は、銀行貸付債権として金融市場で売却されます。

* 銀行貸付債権は担保が設定されているのが一般的ですが、担保が設定されていないものもあります。また、必ずしも設定された担保にて融資の全額が保全されるものではありません。

※上記はイメージ図であり、すべてを表すものではありません。

- 外国投資信託は、米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての債券(ハイ・イールド債券を含みます。)等に投資を行う場合もあります。米ドル以外の通貨建ての資産に投資した場合には、原則として実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 米ドル建て銀行貸付債権への投資は、マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが行います。

- 運用チームは、徹底したボトムアップ・アプローチによる企業の信用調査に基づき、割安な銘柄に投資を行います。
- 投資後も保有銘柄について継続的なモニタリングを行い、価格下落リスクの低減を図ります。

<運用プロセス>



3 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。

- 原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

4 年4回決算を行い、収益分配を行うことを目指します。

- 毎年3、6、9、12月の各15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行うことを目指します。
- 第1期決算日は2014年9月16日とします。収益の分配は第2期決算日（2014年12月15日）から行う予定です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

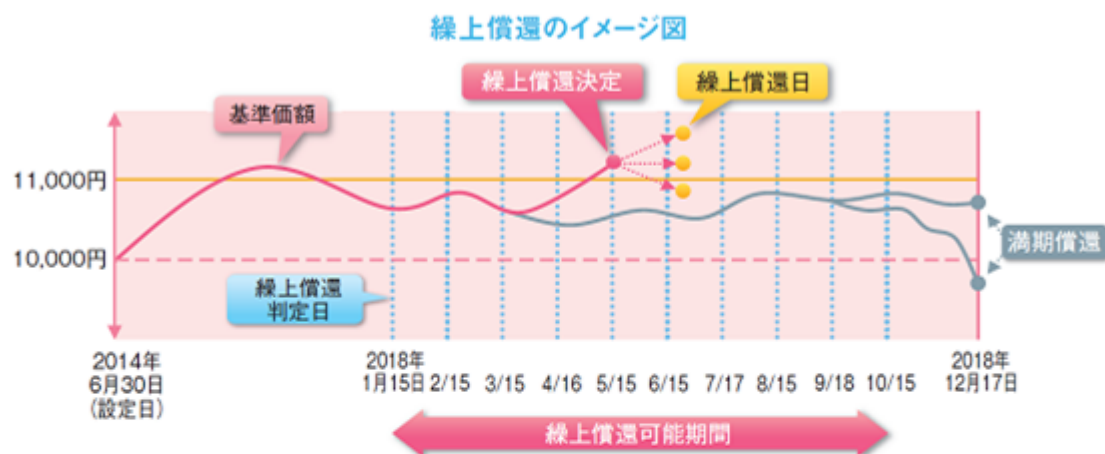
資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

5 当ファンドは、2018年12月17日を満期償還日とする単位型投資信託（信託期間約4年6ヵ月）です。ただし、2018年1月15日以降、毎月15日*を判定日とし、判定日の基準価額（1万口当たり。支払済みの収益分配金（税引前）を含みます。以下、当5において同じ。）が11,000円以上となった場合には、安定運用に切り替えた後、原則として翌月25日*をもって繰上償還します。

*休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。

- 基準価額が11,000円以上となってから繰上償還日までの市況動向や売却コスト等によっては、基準価額または償還価額が11,000円を下回ることがあります。
- 投資対象とする外国投資信託の保有銘柄の売却が速やかに行えない場合など、市況動向等によっては、繰上償還日を繰上償還決定日（判定日の基準価額が11,000円以上となった日）の翌月の26日以降に設定する場合があります。
- 2018年11月15日については、満期償還日までの期間が短いため、基準価額が11,000円以上となった場合でも、繰上償還は行いません。

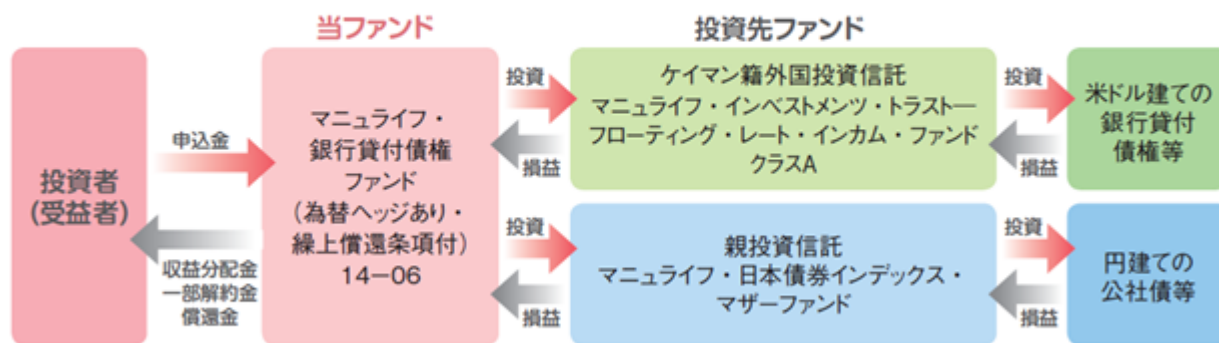
※ファンドの基準価額または償還価額が11,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。



資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社の概要

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニユライフ・グループの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

<マニユライフについて>

マニユライフ・グループの概要		マニユライフ・アセット・マネジメントの強み	
120年を超える歴史	カナダ・米国・アジアを中心 に事業展開	1.グローバルな展開 カナダ、米国、英国、日本、香港およびアジア各国に運用 拠点を展開し、運用総資産額は約42兆円*に上ります。	
株式時価総額： 約3.9兆円*	運用管理資産総額： 約90兆円*	2.世界で450名超の運用プロフェッショナル 経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、 卓越した運用ソリューションを提供しています。	
		3.多様な運用戦略 世界の上場株式・債券のほか、不動産、森林、農地投資 等のオルタナティブ運用にも長年の実績があります。	

*2018年3月末現在の為替レートで換算、株式時価総額はマニユライフ・ファイナンシャル社（カナダ・トロント証券取引所）
出所：マニユライフ・ファイナンシャル・グループ、マニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッド（2018年3月末現在）

主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

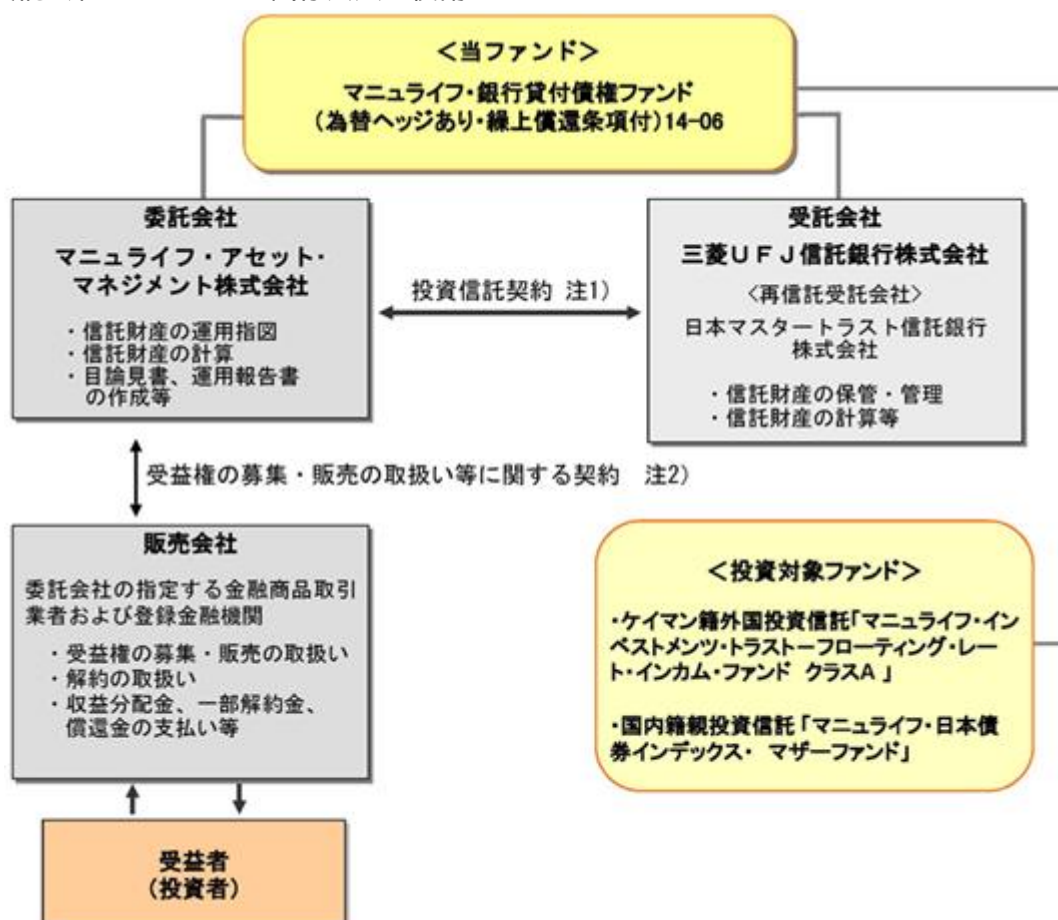
* 投資対象としている投資信託証券の概要については、2[投資方針]（2）投資対象 <参考情報> を
ご参照下さい。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年6月30日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成28年7月 1日 ファンドの委託会社としての業務をマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社からマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社・ファンドの関係法人の役割



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド募集・販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

委託会社の概況（平成30年6月末現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円
2. 沿革

平成16年4月 8日	会社設立
平成17年10月7日	社団法人日本投資顧問業協会 加入
平成19年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
平成28年4月28日	第二種金融商品取引業登録
平成28年7月 1日	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
平成29年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

平成24年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

投資信託証券（外国籍投資信託証券および国内投資信託証券（親投資信託を含みます。）を含みます。）を主要な投資対象とします。

投資態度

1. 以下の投資信託証券への投資を通じて、主に米ドル建て銀行貸付債権に投資を行い、安定的な金利収入の確保をめざして運用を行います。
 - ・ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レート・インカム・ファンド クラスA」（以下「外国投資信託」といいます。）の米ドル建て受益証券
 - ・国内籍親投資信託「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券
2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
3. 外国投資信託の組入比率は、通常の状態においては高位を維持することを基本とします。
4. 平成30年1月15日以降、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を判定日とし、判定日の基準価額（一万口当たり。支払済みの収益分配金（税引前）を含みます。以下、当4.において同じ）が11,000円以上となった場合には、原則として翌月25日（休業日の場合は翌営業日）をもって繰上償還を行います。ただし、基準価額が11,000円以上となってから繰上償還日までの市況動向や売却コスト等によっては、基準価額または償還価額が11,000円を下回ることがあります。
5. 当初の設定日直後、大量の解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ． 有価証券

ロ． 金銭債権（イ．およびハ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ． 約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は、次に掲げるものとします。

イ． 為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資信託の受益証券および国内籍親投資信託「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 >

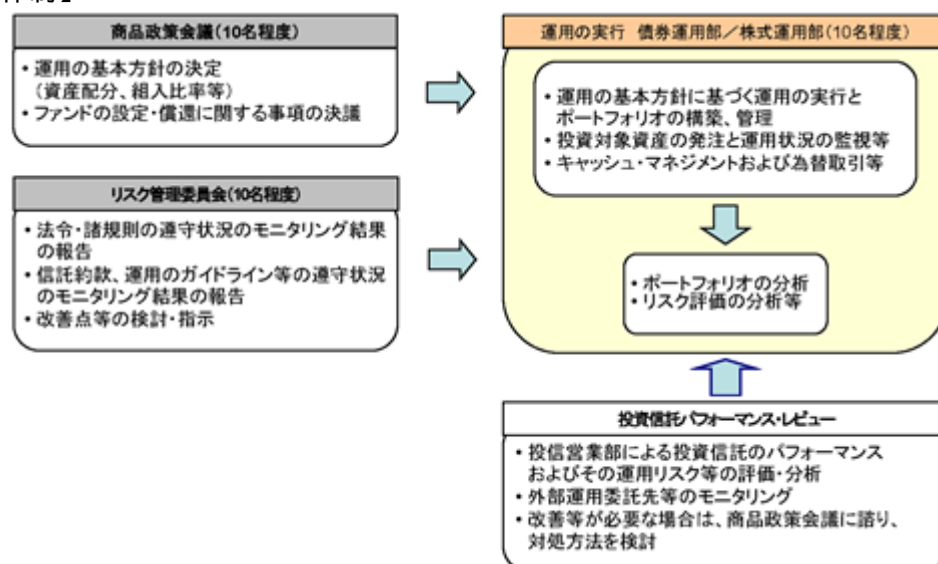
以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものです。

（平成30年6月末現在）

ファンド名	マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レート・インカム・ファンド クラスA
形態	ケイマン籍外国投資信託 / オープンエンド型 / 米ドル建て
主な投資対象	米ドル建て銀行貸付債権
投資目的	主として米ドル建ての銀行貸付債権に投資を行い、金利収入の確保と魅力的なリスク調整後トータル・リターンを獲得をめざします。
運用方針	主に変動金利の米ドル建て銀行貸付債権に分散投資を行い、金利収入の確保と魅力的なリスク調整後トータル・リターンを獲得をめざします。 米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての債券（ハイ・イールド債券を含みます。）等に投資を行う場合もあります。米ドル以外の通貨建ての資産に投資した場合には、原則として実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。 徹底したボトムアップ・アプローチによる調査に基づき、割安な銘柄に投資を行います。 投資後も保有銘柄について継続的なモニタリングを行い、価格下落リスクの低減を図ります。
主な投資制限	・投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%を超えないものとします。 ・株式への直接投資は行いません。
設定日	2013年9月12日
信託期間	無期限
決算日	12月31日
運用・管理報酬等	年率0.45%程度
その他費用等	上記の他、ファンドの設立費用および登録料、受託会社の費用、資産を外国で保管する場合の費用、法律顧問費用、監査費用、財務諸表の作成費用、租税、組入資産の売買に係る費用、その他の管理費用等もファンドの負担となります。
申込手数料	ありません。
関係法人	管理会社：マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド 投資顧問会社：マニユライフ・アセット・マネジメント（US）LLC （実質的な運用を行います。） 受託会社：HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド 事務代行会社：HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド

ファンド名	マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主な投資対象	NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
投資目的	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
運用方針	主としてNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資することにより、同インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 公社債の組入比率は原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	債券への投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
収益の分配	分配は行いません。
設定日	2009年2月13日
信託期間	無期限
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
関係法人	委託会社：マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれが多い額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産内に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

資金の借入れ

- a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用等は信託財産中から支弁します。

< 参考 >

投資対象ファンドの投資制限については、2 [投資方針] (2) [投資対象] < 参考情報 > 主な投資制限をご参照下さい。

3 【投資リスク】

（１）投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等を実質的に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

< 主な変動要因 >

信用リスク

銀行貸付債権の債務者である企業等および有価証券の発行体の財政・財務状況の悪化・倒産等によって、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、投資適格未満（BB+/Ba1以下）の銀行貸付債権に投資を行う場合、投資適格の公社債等と比較して、前述のリスクは相対的に高くなります。

金利変動リスク

公社債等（銀行貸付債権を含みます。以下同じ。）の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

< コール・ローンのリスク >

- ・ 余資運用として行うコール・ローンは、原則有担保とします。無担保コール・ローンを行う場合は、受け方の信用リスクが伴います。

< 市場の閉鎖等に伴うリスク >

- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されたり同市場が混乱することがあります。これにより、組入れる投資信託証券の運用が影響を被り、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<その他の留意点>

クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当てするために、組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

繰上償還等に関わる留意点

以下の場合には繰上償還となる場合があります。

- ・平成30年1月15日以降、毎月15日＊を判定日とし、判定日の基準価額（1万口当たり。支払済みの収益分配金（税引前）を含みます。以下、当 において同じ。）が11,000円以上となった場合には、原則として翌月25日＊をもって繰上償還します。（＊休業日の場合は翌営業日）ただし、基準価額が11,000円以上となってから繰上償還日までの市況動向や売却コスト等によっては、基準価額または償還価額が11,000円を下回ることがあります。
- ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- ・信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき
- ・当ファンドの主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンド（外国投資信託を含みます。）に適用される法令・税制・会計等は、変更等が生じることがあります。

解約申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

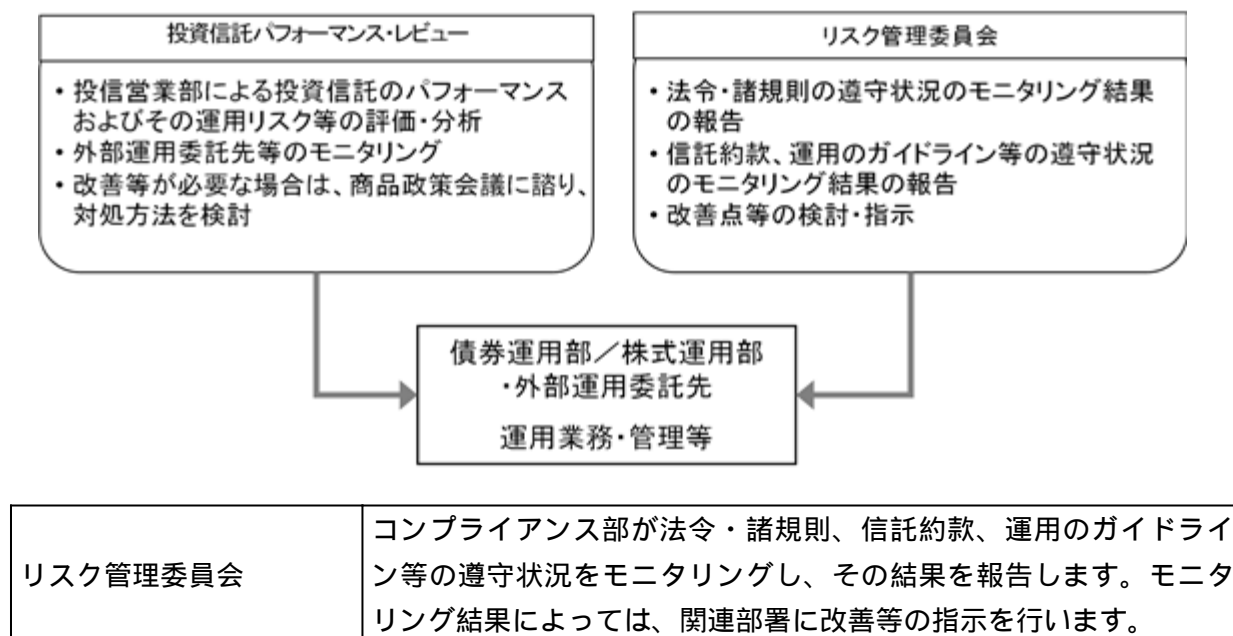
その他

- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なりスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

(2) 投資リスクに対する管理体制

リスク管理関連の会議



上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

本書提出日現在、当ファンドの募集は行っておりません。

申込期間における申込手数料は以下のとおりです。

原則として、申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

* 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
 ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
 電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.20%を乗じて得た額を解約時にご負担いただきます。

（信託財産留保額は、信託期間中にファンドを解約する際、解約により発生する組入資産の売却費用等を解約を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、解約を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。）

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

■ 投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率1.269%（税抜1.175%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.45%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.70%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.025%

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券（組入れファンド）の運用報酬

組入れファンドの名称	運用報酬
マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レート・インカム・ファンド クラスA	年率0.45%程度
マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	なし

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レート・インカム・ファンド クラスAについては、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）、組入資産の売買にかかる費用、管理報酬等がかかります。

組入れファンドの運用報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値	
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14-06	1.719%程度

実質的な信託報酬とは、投資対象とする投資信託証券の運用報酬を含めた報酬です。なお、実質的な信託報酬は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

信託報酬率の概算値は、当ファンドが主として対象とする外国投資信託証券の運用報酬に消費税等相当額がかかりませんので、税抜表示の数値に消費税率を乗じたものとは一致しません。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、本書作成日現在のものであり、組入れファンドの変更等により今後変更となる場合があります。

信託報酬は、毎計算期末に当計算期末の受益権口数に対応する金額が、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
毎 日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・ 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・ 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・ 上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額^{注）}を左記の合計額とみなします。
都 度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・ 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。)運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

お申込みから解約または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1 月 1 日 ～ 平成49年12月31日	収益分配金	収益分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	償還金			

1 平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・配当控除の適用はありません。

[損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	収益分配金額	平成26年 1 月 1 日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の元本超過額	
償還金	償還価額の元本超過額	

平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

- ・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は平成30年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

5【運用状況】

以下は当ファンドの平成30年6月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	181,966,401	98.67
親投資信託受益証券	日本	107,612	0.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,337,311	1.26
合計(純資産総額)	-	184,411,324	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	マニユライフ・インベ ストメント・トラスト・フ ローティング・レート・ インカム・ファンド クラスA	19,648.59	10,330.29	202,975,680	9,261.04	181,966,401	98.67
2	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・ 日本債券インデックス・ マザーファンド	89,446	1.1179	100,000	1.2031	107,612	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.67
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	45,000.00	4,967,100	4,965,300	2.69
	売建	米ドル	1,673,000.00	184,665,740	184,598,820	100.10

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率です。

(注2) 為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（参考）マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	13,337,280,960	82.05
地方債証券	日本	1,045,119,000	6.43
特殊債券	日本	785,886,434	4.83
社債券	日本	820,620,000	5.04
	オーストラリア	100,233,000	0.61
	小計	920,853,000	5.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	164,200,771	1.01
合計（純資産総額）	-	16,253,340,165	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿 価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	日本	国債証券	第123回利付 国債（5年）	800,000,000	100.47	803,832,000	100.38	803,088,000	0.1	2020/3/20	4.94
2	日本	国債証券	第309回利付 国債（10年）	480,000,000	102.86	493,747,200	102.41	491,592,000	1.1	2020/6/20	3.02
3	日本	国債証券	第148回利付 国債（20年）	350,000,000	117.68	411,897,500	118.36	414,274,000	1.5	2034/3/20	2.54
4	日本	国債証券	第333回利付 国債（10年）	300,000,000	104.02	312,081,000	103.96	311,889,000	0.6	2024/3/20	1.91
5	日本	国債証券	第332回利付 国債（10年）	300,000,000	103.92	311,760,000	103.82	311,460,000	0.6	2023/12/20	1.91
6	日本	国債証券	第326回利付 国債（10年）	300,000,000	103.88	311,655,000	103.66	310,980,000	0.7	2022/12/20	1.91
7	日本	国債証券	第305回利付 国債（10年）	300,000,000	102.64	307,920,000	102.10	306,309,000	1.3	2019/12/20	1.88
8	日本	国債証券	第29回利付国 債（30年）	190,000,000	135.20	256,893,300	136.26	258,903,500	2.4	2038/9/20	1.59
9	日本	特殊債券	第190回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	249,000,000	103.17	256,895,790	103.07	256,654,260	0.605	2023/5/31	1.57
10	日本	国債証券	第2回利付国債 （30年）	200,000,000	126.60	253,200,000	126.38	252,774,000	2.4	2030/2/20	1.55
11	日本	国債証券	第95回利付国 債（20年）	200,000,000	121.01	242,020,000	120.62	241,248,000	2.3	2027/6/20	1.48
12	日本	国債証券	第108回利付 国債（20年）	200,000,000	119.29	238,580,000	119.20	238,406,000	1.9	2028/12/20	1.46
13	日本	国債証券	第141回利付 国債（20年）	180,000,000	120.30	216,554,400	120.66	217,202,400	1.7	2032/12/20	1.33
14	日本	国債証券	第312回利付 国債（10年）	210,000,000	103.75	217,879,200	103.28	216,888,000	1.2	2020/12/20	1.33
15	日本	国債証券	第319回利付 国債（10年）	200,000,000	104.67	209,354,000	104.24	208,498,000	1.1	2021/12/20	1.28
16	日本	国債証券	第334回利付 国債（10年）	200,000,000	104.16	208,320,000	104.10	208,216,000	0.6	2024/6/20	1.28
17	日本	国債証券	第317回利付 国債（10年）	200,000,000	104.37	208,744,000	103.94	207,884,000	1.1	2021/9/20	1.27
18	日本	国債証券	第331回利付 国債（10年）	200,000,000	103.81	207,626,000	103.67	207,344,000	0.6	2023/9/20	1.27
19	日本	国債証券	第335回利付 国債（10年）	200,000,000	103.63	207,264,000	103.62	207,250,000	0.5	2024/9/20	1.27
20	日本	地方債証券	第44回地方公 共団体金融機構 債券	200,000,000	103.63	207,262,000	103.38	206,772,000	0.791	2023/1/27	1.27

21	日本	地方債証券	第40回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	103.54	207,090,000	103.28	206,572,000	0.825	2022/9/28	1.27
22	日本	国債証券	第339回利付国債（10年）	200,000,000	103.15	206,318,000	103.25	206,508,000	0.4	2025/6/20	1.27
23	日本	地方債証券	第37回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	103.46	206,938,000	103.24	206,480,000	0.852	2022/6/28	1.27
24	日本	国債証券	第345回利付国債（10年）	200,000,000	100.66	201,322,000	101.01	202,034,000	0.1	2026/12/20	1.24
25	日本	国債証券	第350回利付国債（10年）	200,000,000	100.65	201,319,000	100.72	201,452,000	0.1	2028/3/20	1.23
26	日本	国債証券	第122回利付国債（5年）	200,000,000	100.43	200,862,000	100.33	200,676,000	0.1	2019/12/20	1.23
27	日本	国債証券	第35回利付国債（30年）	150,000,000	129.19	193,786,500	130.39	195,588,000	2	2041/9/20	1.20
28	日本	国債証券	第157回利付国債（20年）	200,000,000	94.96	189,924,000	96.32	192,648,000	0.2	2036/6/20	1.18
29	日本	国債証券	第38回利付国債（30年）	150,000,000	125.47	188,212,500	126.92	190,380,000	1.8	2043/3/20	1.17
30	日本	国債証券	第134回利付国債（20年）	150,000,000	121.24	181,869,000	121.52	182,280,000	1.8	2032/3/20	1.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率（％）
国債証券	82.05
地方債証券	6.43
特殊債券	4.83
社債券	5.66
合計	98.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2014年12月15日)	462,320,631	462,320,631	0.9809	0.9809
第2特定期間 (2015年 6月15日)	403,969,957	403,969,957	0.9921	0.9921
第3特定期間 (2015年12月15日)	333,299,896	333,299,896	0.9605	0.9605
第4特定期間 (2016年 6月15日)	313,750,317	313,750,317	0.9796	0.9796
第5特定期間 (2016年12月15日)	281,917,641	281,917,641	0.9998	0.9998
第6特定期間 (2017年 6月15日)	225,051,982	225,051,982	1.0013	1.0013
第7特定期間 (2017年12月15日)	196,883,096	196,883,096	1.0060	1.0060
第8特定期間 (2018年 6月15日)	185,006,570	185,006,570	1.0107	1.0107
2017年 6月末日	224,187,122	—	1.0019	—
2017年 7月末日	223,465,960	—	1.0052	—
2017年 8月末日	216,121,293	—	1.0031	—
2017年 9月末日	200,108,529	—	1.0025	—
2017年10月末日	201,063,690	—	1.0073	—
2017年11月末日	199,505,449	—	1.0045	—
2017年12月末日	197,100,877	—	1.0071	—
2018年 1月末日	192,113,102	—	1.0117	—
2018年 2月末日	191,876,023	—	1.0104	—
2018年 3月末日	191,608,129	—	1.0090	—
2018年 4月末日	187,225,146	—	1.0117	—
2018年 5月末日	184,689,580	—	1.0089	—
2018年 6月末日	184,411,324	—	1.0074	—

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 2014年 6月30日 至 2014年12月15日	0.0000
第2特定期間	自 2014年12月16日 至 2015年 6月15日	0.0000
第3特定期間	自 2015年 6月16日 至 2015年12月15日	0.0000
第4特定期間	自 2015年12月16日 至 2016年 6月15日	0.0000
第5特定期間	自 2016年 6月16日 至 2016年12月15日	0.0000
第6特定期間	自 2016年12月16日 至 2017年 6月15日	0.0000
第7特定期間	自 2017年 6月16日 至 2017年12月15日	0.0000
第8特定期間	自 2017年12月16日 至 2018年 6月15日	0.0000

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自 2014年 6月30日 至 2014年12月15日	1.9
第2特定期間	自 2014年12月16日 至 2015年 6月15日	1.1
第3特定期間	自 2015年 6月16日 至 2015年12月15日	3.2
第4特定期間	自 2015年12月16日 至 2016年 6月15日	2.0
第5特定期間	自 2016年 6月16日 至 2016年12月15日	2.1
第6特定期間	自 2016年12月16日 至 2017年 6月15日	0.2
第7特定期間	自 2017年 6月16日 至 2017年12月15日	0.5
第8特定期間	自 2017年12月16日 至 2018年 6月15日	0.5

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前作成期末基準価額」といいます。）を控除した額を前作成期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自 2014年 6月30日 至 2014年12月15日	488,046,732	16,725,801	471,320,931
第2特定期間	自 2014年12月16日 至 2015年 6月15日	—	64,121,413	407,199,518
第3特定期間	自 2015年 6月16日 至 2015年12月15日	—	60,179,395	347,020,123
第4特定期間	自 2015年12月16日 至 2016年 6月15日	—	26,750,797	320,269,326
第5特定期間	自 2016年 6月16日 至 2016年12月15日	—	38,286,438	281,982,888
第6特定期間	自 2016年12月16日 至 2017年 6月15日	—	57,230,596	224,752,292
第7特定期間	自 2017年 6月16日 至 2017年12月15日	—	29,044,947	195,707,345
第8特定期間	自 2017年12月16日 至 2018年 6月15日	—	12,654,786	183,052,559

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、当ファンドの募集は行っておりません。

申込期間における申込（販売）手続等の概要は以下のとおりです。

申込みの受付（販売会社の営業日）

平成26年6月2日（月）から平成26年6月27日（金）まで。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額

1口当たり1円です。

申込手数料

原則として、申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 販売会社は、以下の照会先にてご確認ください。

< 照会先 >

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

申込単位の照会方法

申込単位は、販売会社にてご確認ください。また、上記の< 照会先 >においてご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（（1口当たり1円）×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。販売会社が取得申込者から受付けた申込金額の総額は、設定日（平成26年6月30日）に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

その他

受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行休業日

ニューヨーク証券取引所休業日

詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。

（解約価額＝基準価額－信託財産留保額）

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2【管理及び運営】1【申込（販売）手続等】 申込手数料の記載をご参照下さい。

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.20%を乗じて得た額を解約時にご負担いただきます。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

支払開始日

原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

- ・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

その他

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 × 1万口

（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券	計算日の基準価額（外国籍投資信託については、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額）で評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2【管理及び運営】1【申込（販売）手続等】 申込手数料の記載をご参照下さい。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年6月30日から平成30年12月17日までとします。

ただし、後記（5）【その他】1. ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、12月16日から翌年3月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

- ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、判定日の基準価額（一万口当たり。支払済みの収益分配金（税引前）を含みます。）が運用の基本方針に定める一定水準以上となった場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記からまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mamj.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5. 運用報告書

毎年6月と12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6. 関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

- ・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から支払います。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年12月16日から平成30年6月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14 - 06】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成29年12月15日現在)	当特定期間 (平成30年 6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	20	174
金銭信託	6,841,853	6,599,322
投資信託受益証券	195,015,262	182,522,510
親投資信託受益証券	107,031	107,576
派生商品評価勘定	-	96,674
流動資産合計	201,964,166	189,326,256
資産合計	201,964,166	189,326,256
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,417,683	3,627,064
未払解約金	2,918,055	-
未払受託者報酬	13,470	12,599
未払委託者報酬	619,444	579,110
その他未払費用	112,418	100,913
流動負債合計	5,081,070	4,319,686
負債合計	5,081,070	4,319,686
純資産の部		
元本等		
元本	195,707,345	183,052,559
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,175,751	1,954,011
元本等合計	196,883,096	185,006,570
純資産合計	196,883,096	185,006,570
負債純資産合計	201,964,166	189,326,256

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前特定期間 平成29年 6月16日 平成29年12月15日	自 至	当特定期間 平成29年12月16日 平成30年 6月15日
営業収益				
受取配当金		7,117,481		6,523,773
受取利息		-		154
有価証券売買等損益		3,609,933		1,779,821
為替差損益		999,300		2,439,995
営業収益合計		2,508,248		2,304,111
営業費用				
受託者報酬		28,617		25,741
委託者報酬		1,316,440		1,183,424
その他費用		251,624		210,356
営業費用合計		1,596,681		1,419,521
営業利益又は営業損失（ ）		911,567		884,590
経常利益又は経常損失（ ）		911,567		884,590
当期純利益又は当期純損失（ ）		911,567		884,590
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		299,690		1,175,751
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		35,506		106,330
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		35,506		106,330
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,175,751		1,954,011

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	前特定期間 平成29年12月15日現在	当特定期間 平成30年 6月15日現在
1. 元本の推移		
設定年月日	平成26年 6月30日	平成26年 6月30日
設定元本額	488,046,732円	488,046,732円
期首元本額	224,752,292円	195,707,345円
元本残存率	40.1%	37.5%
2. 特定期間末日における受益権の総数	195,707,345口	183,052,559口
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額	1.0060円	1.0107円
特定期間末日における1万口当たり純資産額	10,060円	10,107円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前特定期間	当特定期間
	自 平成29年 6月16日 至 平成29年12月15日	自 平成29年12月16日 至 平成30年 6月15日
分配金の計算過程	自平成29年 6月16日 至平成29年 9月15日	自平成29年12月16日 至平成30年 3月15日
当ファンドの配当等収益額	3,698,970円	3,164,391円
親ファンドの配当等収益額	283円	277円
配当等収益合計額	3,699,253円	3,164,668円
経費	832,029円	709,360円
差引配当等収益額	2,867,224円	2,455,308円
当ファンドの当期末残存受益権口数	214,456,281口	189,895,644口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	219,207,424口	191,480,653口
分配対象配当等収益額	2,805,079円	2,434,983円
元本超過額	527,712円	1,947,989円
分配可能額	2,805,079円	2,434,983円
（1万口当たり）	130円	128円
分配金額	0円	0円
（1万口当たり）	0円	0円
	自平成29年 9月16日 至平成29年12月15日	自平成30年 3月16日 至平成30年 6月15日
当ファンドの配当等収益額	3,418,511円	3,359,536円
親ファンドの配当等収益額	279円	283円
配当等収益合計額	3,418,790円	3,359,819円
経費	764,652円	710,161円
差引配当等収益額	2,654,138円	2,649,658円
当ファンドの当期末残存受益権口数	195,707,345口	183,052,559口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	198,922,610口	185,505,484口
分配対象配当等収益額	2,611,238円	2,614,621円
元本超過額	1,175,751円	1,954,011円
分配可能額	2,611,238円	2,614,621円
（1万口当たり）	133円	142円
分配金額	0円	0円
（1万口当たり）	0円	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。 当ファンドは、外貨建資産の価格変動リスクを回避するために為替予約取引を利用しております。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前特定期間 平成29年12月15日現在	当特定期間 平成30年 6月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 平成29年12月15日現在	当特定期間 平成30年 6月15日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	226,127	145,477
親投資信託受益証券	233	545
合計	225,894	146,022

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前特定期間（平成29年12月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	190,256,217	-	191,673,900	1,417,683
	アメリカドル	190,256,217	-	191,673,900	1,417,683
合計		190,256,217	-	191,673,900	1,417,683

当特定期間（平成30年 6月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,870,426	-	4,967,100	96,674
	アメリカドル	4,870,426	-	4,967,100	96,674
	売建	181,038,676	-	184,665,740	3,627,064
	アメリカドル	181,038,676	-	184,665,740	3,627,064
合計		185,909,102	-	189,632,840	3,530,390

（注）時価の算定方法

- 1．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（ア）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

（イ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- 2．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受 益証券	アメリカドル	マニユライフ・インベストメン ツ・トラスト - フローティング・ レート・インカム・ファンド クラ スA	19,532.17	1,649,101.11	
	アメリカドル 小計		19,532.17	1,649,101.11 (182,522,510)	
投資信託受益証券合計			19,532.17	182,522,510 (182,522,510)	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本債券インデッ クス・マザーファンド	89,446	107,576	
親投資信託受益証券合計			89,446	107,576	
合計				182,630,086 (182,522,510)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成29年12月15日現在）	（平成30年 6月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	132,131,817	182,752,545
国債証券	14,776,687,100	13,443,681,500
地方債証券	1,297,046,000	1,045,084,000
特殊債券	897,147,755	785,884,542
社債券	921,839,000	921,059,000
未収利息	63,793,056	56,370,776
前払費用	6,520	101,327
流動資産合計	18,088,651,248	16,434,933,690
資産合計	18,088,651,248	16,434,933,690
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,014,103	29,257,664
その他未払費用	8,047	12,206
流動負債合計	29,022,150	29,269,870
負債合計	29,022,150	29,269,870
純資産の部		
元本等		
元本	15,092,208,579	13,641,059,158
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,967,420,519	2,764,604,662
元本等合計	18,059,629,098	16,405,663,820
純資産合計	18,059,629,098	16,405,663,820
負債純資産合計	18,088,651,248	16,434,933,690

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成29年12月15日現在	平成30年 6月15日現在
1. 元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	16,239,434,827円	15,092,208,579円
同期中における追加設定元本額	243,096,033円	250,357,279円
同期中における解約元本額	1,390,322,281円	1,701,506,700円
同期末日における元本の内訳		
マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド	91,845円	91,845円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり・毎月）	91,450円	91,450円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Bコース（為替ヘッジなし・毎月）	91,450円	91,450円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Cコース（為替ヘッジあり・年2回）	91,450円	91,450円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Dコース（為替ヘッジなし・年2回）	91,450円	91,450円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり・毎月）	90,400円	90,400円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Bコース（為替ヘッジなし・毎月）	90,400円	90,400円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Cコース（為替ヘッジあり・年2回）	90,400円	90,400円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Dコース（為替ヘッジなし・年2回）	90,400円	90,400円
マニユライフ・ストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）＜ラップ＞	10,000円	10,000円
マニユライフ・ストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）＜ラップ＞	10,000円	10,000円
マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり・毎月）	83,613円	83,613円
マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド Bコース（為替ヘッジなし・毎月）	83,613円	83,613円
マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド Cコース（為替ヘッジあり・年2回）	83,613円	83,613円
マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド Dコース（為替ヘッジなし・年2回）	83,613円	83,613円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14 - 06	89,446円	89,446円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド14 - 07	89,302円	89,302円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド15 - 01	87,215円	87,215円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド15 - 07	87,520円	87,520円
マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）	8,051,596,944円	6,920,076,690円
マニユライフ・国際分散ファンド20（適格機関投資家専用）	6,684,733,052円	6,331,633,384円

マニユライフ・国際分散ファンド５０（適格機関投資家専用）	76,019,753円	76,961,230円
マニユライフ・国際分散ファンド７５（適格機関投資家専用）	278,331,650円	310,860,674円
合計	15,092,208,579円	13,641,059,158円
２．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	15,092,208,579口	13,641,059,158口
３．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の１口当たり純資産額（１万口当たり純資産額）	1.1966円 11,966円	1.2027円 12,027円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	平成29年12月15日現在	平成30年 6月15日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年12月15日現在	平成30年 6月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	32,211,290	25,116,030
地方債証券	961,000	1,641,000
特殊債券	1,714,727	51,150
社債券	1,651,000	695,000
合計	31,186,563	27,400,880

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１２２回利付国債（５年）	200,000,000	200,708,000	
	第１２３回利付国債（５年）	800,000,000	803,232,000	
	第１回利付国債（４０年）	120,000,000	174,092,400	
	第６回利付国債（４０年）	50,000,000	66,771,500	
	第７回利付国債（４０年）	20,000,000	25,536,600	
	第３０５回利付国債（１０年）	400,000,000	408,664,000	
	第３０９回利付国債（１０年）	480,000,000	491,918,400	
	第３１０回利付国債（１０年）	100,000,000	102,570,000	
	第３１２回利付国債（１０年）	210,000,000	217,051,800	
	第３１４回利付国債（１０年）	100,000,000	103,398,000	
	第３１５回利付国債（１０年）	100,000,000	103,997,000	
	第３１６回利付国債（１０年）	100,000,000	103,695,000	
	第３１７回利付国債（１０年）	200,000,000	207,978,000	
	第３１９回利付国債（１０年）	200,000,000	208,556,000	
	第３２１回利付国債（１０年）	100,000,000	104,203,000	
	第３２２回利付国債（１０年）	50,000,000	51,913,000	
	第３２４回利付国債（１０年）	120,000,000	124,417,200	
	第３２５回利付国債（１０年）	100,000,000	103,914,000	
	第３２６回利付国債（１０年）	300,000,000	311,076,000	
	第３２８回利付国債（１０年）	100,000,000	103,392,000	
	第３３１回利付国債（１０年）	200,000,000	207,398,000	
	第３３２回利付国債（１０年）	300,000,000	311,454,000	
	第３３３回利付国債（１０年）	300,000,000	311,880,000	
	第３３４回利付国債（１０年）	200,000,000	208,206,000	
	第３３５回利付国債（１０年）	200,000,000	207,230,000	
	第３３６回利付国債（１０年）	100,000,000	103,725,000	
	第３３９回利付国債（１０年）	200,000,000	206,398,000	
	第３４０回利付国債（１０年）	150,000,000	154,972,500	
	第３４４回利付国債（１０年）	100,000,000	101,034,000	
	第３４５回利付国債（１０年）	200,000,000	201,958,000	

第 3 4 6 回利付国債（ 1 0 年）	70,000,000	70,643,300	
第 3 5 0 回利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	100,680,000	
第 2 回利付国債（ 3 0 年）	200,000,000	252,800,000	
第 6 回利付国債（ 3 0 年）	41,000,000	52,965,440	
第 1 2 回利付国債（ 3 0 年）	130,000,000	165,223,500	
第 1 5 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	66,952,500	
第 1 8 回利付国債（ 3 0 年）	110,000,000	144,746,800	
第 2 1 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	132,167,000	
第 2 5 回利付国債（ 3 0 年）	120,000,000	159,561,600	
第 2 8 回利付国債（ 3 0 年）	120,000,000	165,075,600	
第 2 9 回利付国債（ 3 0 年）	190,000,000	258,783,800	
第 3 2 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	67,857,000	
第 3 4 回利付国債（ 3 0 年）	90,000,000	121,009,500	
第 3 5 回利付国債（ 3 0 年）	150,000,000	195,654,000	
第 3 6 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	65,368,500	
第 3 7 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	128,892,000	
第 3 8 回利付国債（ 3 0 年）	150,000,000	190,435,500	
第 3 9 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	64,695,500	
第 4 0 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	63,578,500	
第 4 1 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	62,443,000	
第 4 4 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	62,547,000	
第 4 5 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	60,153,500	
第 4 6 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	60,165,500	
第 4 8 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	59,024,500	
第 4 9 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	118,051,000	
第 5 1 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	90,106,000	
第 5 2 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	47,528,500	
第 5 3 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	97,507,000	
第 4 3 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	103,829,000	
第 4 7 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	157,921,500	
第 6 5 回利付国債（ 2 0 年）	20,000,000	22,202,600	
第 6 8 回利付国債（ 2 0 年）	53,000,000	59,984,340	
第 7 4 回利付国債（ 2 0 年）	35,000,000	39,964,400	
第 7 8 回利付国債（ 2 0 年）	54,000,000	61,423,920	
第 8 1 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	114,932,000	
第 8 2 回利付国債（ 2 0 年）	20,000,000	23,132,000	
第 8 3 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	116,156,000	

	第 8 4 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	115,403,000	
	第 9 0 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	118,411,000	
	第 9 1 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	119,238,000	
	第 9 2 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	59,007,000	
	第 9 4 回利付国債（ 2 0 年）	70,000,000	82,903,800	
	第 9 5 回利付国債（ 2 0 年）	200,000,000	241,316,000	
	第 1 0 0 回利付国債（ 2 0 年）	140,000,000	169,544,200	
	第 1 0 8 回利付国債（ 2 0 年）	200,000,000	238,422,000	
	第 1 2 1 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	121,355,000	
	第 1 2 4 回利付国債（ 2 0 年）	80,000,000	98,289,600	
	第 1 2 5 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	125,732,000	
	第 1 2 7 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	121,899,000	
	第 1 2 9 回利付国債（ 2 0 年）	20,000,000	24,178,800	
	第 1 3 3 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	60,680,500	
	第 1 3 4 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	182,368,500	
	第 1 3 6 回利付国債（ 2 0 年）	70,000,000	83,228,600	
	第 1 3 9 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	118,992,000	
	第 1 4 1 回利付国債（ 2 0 年）	180,000,000	217,297,800	
	第 1 4 4 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	176,929,500	
	第 1 4 5 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	181,587,000	
	第 1 4 7 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	59,897,500	
	第 1 4 8 回利付国債（ 2 0 年）	350,000,000	414,109,500	
	第 1 5 4 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	113,648,000	
	第 1 5 7 回利付国債（ 2 0 年）	200,000,000	192,472,000	
	第 1 5 8 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	101,270,000	
	第 1 6 4 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	50,000,000	
国債証券合計		12,013,000,000	13,443,681,500	
地方債証券	第 1 3 回東京都公募公債	100,000,000	124,921,000	
	平成 2 8 年度第 2 回静岡県公募公債	100,000,000	99,807,000	
	第 1 5 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,878,000	
	第 1 6 1 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,472,000	
	第 3 7 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	206,542,000	
	第 4 0 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	206,632,000	
	第 4 4 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	206,832,000	
地方債証券合計		1,000,000,000	1,045,084,000	
特殊債券	第 8 8 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	100,047,000	
	第 1 9 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	249,000,000	256,714,020	

	第 1 0 3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,234,000	
	第 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,759,000	17,607,172	
	第 7 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	15,573,000	16,441,973	
	第 5 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,195,000	40,472,567	
	第 7 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,842,000	54,397,810	
	第 3 1 8 回信金中金債	100,000,000	99,926,000	
	第 5 0 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,044,000	
特殊債券合計		771,369,000	785,884,542	
社債券	第 8 回オーストラリア・コモンウェルス銀行円貨社債	100,000,000	100,237,000	
	第 1 回明治安田生命 2 0 1 4 基金特定目的会社債	100,000,000	100,326,000	
	第 8 1 回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	112,384,000	
	第 3 0 回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,173,000	
	第 8 0 回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,892,000	
	第 5 5 回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	103,154,000	
	第 6 9 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	102,514,000	
	第 6 3 回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	102,456,000	
	第 3 8 9 回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,923,000	
社債券合計		900,000,000	921,059,000	
合計			16,195,709,042	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成30年6月29日現在です。

【純資産額計算書】

マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14 - 06

資産総額	374,052,048	円
負債総額	189,640,724	円
純資産総額(-)	184,411,324	円
発行済口数	183,052,559	口
1口当たり純資産額(/)	1.0074	円
(1万口当たり純資産額)	(10,074	円)

(参考) マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	16,455,899,756	円
負債総額	202,559,591	円
純資産総額(-)	16,253,340,165	円
発行済口数	13,510,093,914	口
1口当たり純資産額(/)	1.2031	円
(1万口当たり純資産額)	(12,031	円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成30年6月末現在）

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 2,027株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。商品政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

平成30年6月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	13	50,194
追加型株式投資信託	44	306,713
株式投資信託 合計	57	356,908
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	57	356,908

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 3．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (平成29年 3月31日現在)			当事業年度 (平成30年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金	2		2,390,312			1,253,679	
2. 前払費用			20,490			22,744	
3. 未収運用受託報酬			1,124,025			1,072,295	
4. 未収投資助言報酬			23,504			27,662	
5. 未収委託者報酬			245,719			251,792	
6. その他未収収益			9,602			8,072	
7. 繰延税金資産			415,904			386,077	
8. その他流動資産			-			6,512	
流動資産計			4,229,559	87.8		3,028,836	86.4
固定資産							
1. 有形固定資産	1		56,466			47,068	
(1) 建物	1	24,926			21,615		
(2) 器具備品		31,539			25,452		
2. 投資その他の資産			528,658			426,394	
(1) 繰延税金資産		417,122			320,071		
(2) 敷金		111,536			106,322		
固定資産計			585,125	12.1		473,462	13.5
資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 未払金	2		186,772			163,578	
(1) 未払消費税等		77,846			59,263		
(2) 未払代行手数料		102,926			104,315		
(3) その他未払金		6,000			-		
2. 未払費用			1,112,371			1,076,209	
3. 未払法人税等			96,784			-	
4. 役員賞与引当金			-			18,549	
5. 賞与引当金			233,855			142,897	
6. 預り金			41,460			48,219	
流動負債計			1,671,244	34.7		1,449,454	41.3
固定負債							
1. 賞与引当金			-			16,542	
固定負債計			-	-		16,542	0.4
負債合計			1,671,244	34.7		1,465,996	41.8
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			140,500	2.9		140,500	4.0
2. 資本剰余金			1,321,229			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.8	85,500		2.4
(2) その他資本剰余金		1,235,729		25.67	-		-
3. 利益剰余金			1,681,710			1,810,302	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		1,681,710		34.9	1,810,302		51.6
純資産合計			3,143,440	65.2		2,036,302	58.1
負債・純資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)			当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1 . 運用受託報酬	1		2,856,683			3,071,333	
2 . 投資助言報酬			288,805			315,884	
3 . 委託者報酬			1,141,793			1,869,111	
4 . その他営業収益			38,565			74,681	
営業収益計			4,325,847	100.0		5,331,011	100.0
営業費用							
1 . 広告宣伝費			49,202			74,742	
2 . 調査費			215,054			248,077	
3 . 委託費			1,327,734			1,649,817	
4 . 支払手数料			450,973			758,689	
5 . 営業雑経費			15,610			18,674	
営業費用計			2,058,576	47.5		2,750,002	51.5
一般管理費							
1 . 給料	1		1,349,814			1,559,729	
(1) 役員報酬		45,811			148,371		
(2) 給料・手当		771,101			915,936		
(3) 賞与		251,065			255,713		
(4) 賞与引当金繰入額		169,077			98,639		
(5) 役員賞与引当金繰入額		-			18,549		
(6) その他報酬給料		16,654			17,294		
(7) 福利厚生費		96,103			105,226		
2 . 交際費			5,252			10,820	
3 . 旅費交通費			28,731			37,262	
4 . 租税公課			45,164			28,835	
5 . 不動産賃借料			99,836			112,908	
6 . 退職給付費用			42,191			50,364	
7 . 固定資産減価償却費			6,999			6,981	
8 . 業務委託費			41,164			40,032	
9 . 諸経費			85,417			82,885	
一般管理費計			1,704,572	39.4		1,929,821	36.1
営業利益			562,697	13.0		651,187	12.2
営業外収益							
1 . 受取利息及び配当金			181			113	
2 . 雑収入			38			-	
3 . 為替差益			-			-	
営業外収益計			219	0.0		113	0.0
営業外費用							
1 . 雑損失			1,338			2,244	
2 . 為替差損			2,342			1,774	
営業外費用計			3,681	0.0		4,018	0.0
経常利益			559,236	12.9		647,282	12.1
特別損失							
1 . 固定資産売却損			1,126			-	
2 . 特別退職金			7,083			42,294	
特別損失計			8,209	0.1		42,294	0.7
税引前当期純利益			551,026	12.7		604,987	11.3
法人税、住民税及び 事業税			187,395	4.3		84,907	1.5
法人税等調整額			766,747	17.7		126,876	2.3
当期純利益			1,130,377	26.1		393,203	7.3

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	1,472,977	1,472,977	-	1,698,977	1,698,977
当期変動額									
合併による増加			1,235,729	1,235,729	921,645	921,645	-	314,084	314,084
当期純利益					1,130,377	1,130,377	-	1,130,377	1,130,377
当期変動額合計	-	-	1,235,729	1,235,729	208,732	208,732	-	1,444,462	1,444,462
当期末残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	-	3,143,440	3,143,440

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	-	3,143,440	3,143,440
当期変動額									
当期純利益					393,203	393,203		393,203	393,203
自己株式の取得							1,500,341	1,500,341	1,500,341
自己株式の消却			1,500,341	1,500,341			1,500,341	-	-
その他資本剰余 金の負の残高の 振替			264,611	264,611	264,611	264,611		-	-
当期変動額合計	-	-	1,235,729	1,235,729	128,592	128,592	-	1,107,137	1,107,137
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	1,810,302	1,810,302	-	2,036,302	2,036,302

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成29年 3月31日）		当事業年度 （平成30年 3月31日）	
1	有形固定資産の減価償却累計額 38,249千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 44,229千円
2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円）	2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円）
	未収運用受託報酬 144,581		未収運用受託報酬 139,411
	未払費用 145,020		未払費用 872,410

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）		当事業年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）	
1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）	1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）
	運用受託報酬 1,490,524		運用受託報酬 1,697,821
	給料 1,280,222		給料 1,588,627

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,810株	-	-	3,810株

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,810株	-	1,783株	2,027株
合計	3,810株	-	1,783株	2,027株
自己株式				
普通株式 （注）1、2	-	1,783株	1,783株	-
合計	-	1,783株	1,783株	-

（注）1 増加株式のすべては、親会社からの取得によるものであります。

2 減少株式のすべては、消却によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,390,312	2,390,312	-
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	1,124,025	-
(3) 未払法人税等	96,784	96,784	-
(4) 未収委託者報酬	245,719	245,719	-

当事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,253,679	1,253,679	-
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	1,072,295	-
(3) 未収委託者報酬	251,792	251,792	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
敷金	111,536	106,322

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,390,312	-
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	-
(3) 未収委託者報酬	245,719	-
合計	3,760,056	-

当事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,253,679	-
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	-
(3) 未収委託者報酬	251,792	-
合計	2,577,766	-

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
税務上の繰越欠損金 488,815	税務上の繰越欠損金 383,786
未払費用 261,550	未払費用 272,696
賞与引当金 72,167	賞与引当金 46,950
未払事業税 9,148	未払事業税 1,694
その他 1,346	その他 1,022
繰延税金資産小計 833,026	繰延税金資産小計 706,149
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 833,026	繰延税金資産合計 706,149
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳
法定実効税率 30.86%	法定実効税率 30.86%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入され ない項目 3.99%	交際費等永久に損金に算入され ない項目 4.86%
合併による繰越欠損金の引継等 140.31%	住民税均等割 0.38%
その他 0.32%	所得拡大促進税制による税額控 除 1.08%
	その他 0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率 105.14%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率 35.01%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
327,370	2,856,683	3,184,053

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,141,793千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,490,524	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	327,370	資産運用業
適格機関投資家 A	963,877	資産運用業
適格機関投資家 B	195,287	資産運用業

（注）運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
383,441	3,078,459	3,461,900

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,869,111千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,700,897	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	383,441	資産運用業
適格機関投資家 A	912,786	資産運用業
適格機関投資家 B	249,624	資産運用業

（注）運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	マニユライフ 生命保険 株式会社	東京都 新宿区	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任 契約 事務委託 役員の兼務	運用受託 報酬の 受取	1,490,524	未収運用 受託報酬	144,581
							出向者 負担金等	1,374,412	未払費用	145,020

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	マニユライフ 生命保険 株式会社	東京都 新宿区	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任 契約 事務委託 役員の兼務	運用受託 報酬の 受取	1,697,821	未収運用 受託報酬	139,411
							出向者 負担金等	1,676,885	未払費用	73,719

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万 香港 ドル） 1,568.4	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	投資助言契 約	投資助言報 酬の受取	288,805	未収 投資 助言 報酬	23,504
						事務代行	リエゾン 報酬	38,565	その 他未 収収 益	3,943
						再委任 契約	再委託費 の支払	243,983	未払 費用	43,935
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ド ル） 1.0	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	725,440	未払 費用	703,228

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万 香港 ドル) 1,583.9	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	投資助言 契約	投資助言報 酬の受取	315,884	未収 投資 助言 報酬	28,405
						事務代行	リエゾン 報酬	67,556	その 他未 収収 益	6,554
						再委任 契約	再委託費 の支払	292,211	未払 費用	42,049
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 1.0	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	904,617	未払 費用	707,995

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
1株当たり純資産額	825,049.88円	1株当たり純資産額	1,004,589.16円
1株当たり当期純利益金額	296,687.08円	1株当たり当期純利益金額	117,199.16円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株式の期中平均株式数（株）	3,810	3,355

（重要な後発事象）

該当事項なし

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成30年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (平成30年3月末現在)	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成30年3月末現在)	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理および計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金、償還金および解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成29年12月22日	臨時報告書
平成30年 3月15日	有価証券報告書（第7特定期間）
平成30年 3月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鴨下 裕嗣

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年 7 月25日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奈 良 昌 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14-06の平成29年12月16日から平成30年6月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14-06の平成30年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。